

# 八幡林遺跡木簡と地方官衙論

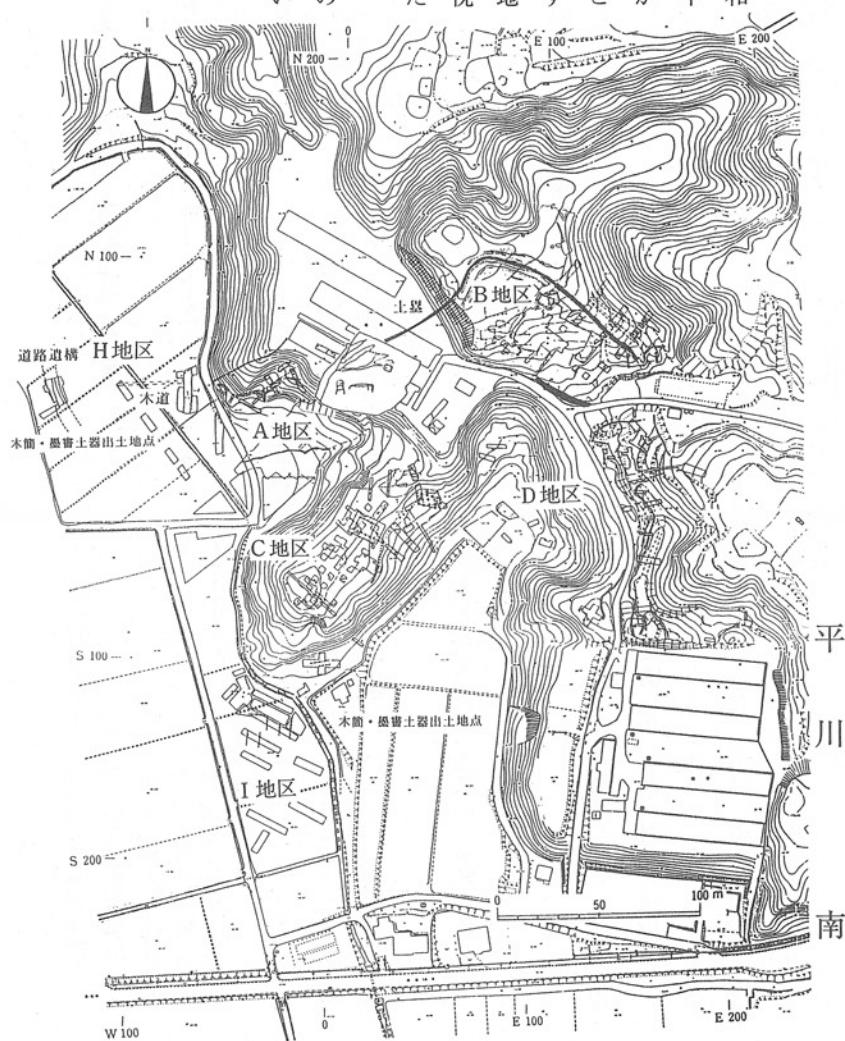
## 八幡林遺跡木簡と地方官衙論

小稿は、複雑な機能を有するとされる新潟県和島村八幡林遺跡について、その出土した木簡を中心として遺構・遺物等の分析を通じて、本遺跡が古代のいかなる地方官衙としての要素を備え、どのような役割を果したかをさぐってみることとする。また、八幡林遺跡の検討を通じて、古代の地方官衙は、その多機能な側面に着目し、多角的視点から究明する必要があることを明確にしてみたい。

八幡林遺跡を検討する上で重要な点は、遺構の時期変遷と、遺構配置さらに遺跡の全体構成という二つの視点である。

### 一 八幡林遺跡第一・二号木簡の概要

(一) 第一号木簡——郡符木簡



郡司符

青海郷事少丁高志君大虫右人其正身率

第2図 郡符木簡—  
(新潟県和島村教育委員会—「八幡林遺跡」第1集 一九九二年より)



第1号木簡実測図  
(新潟県和島村教育委員会—「八幡林遺跡」第1集 一九九二年より)

「郡司符 青海郷事少丁高志君大虫右人其正身率」

「虫大郡向參朔告司 〔身〕 率申賜 符到奉行火急使高志君五百鷹

九月廿八日主帳丈部

585×34×5

「海郷」は蒲原郡に属するから、郡を異にしていることとなる。「郡司符」が郡を異にした場所から出土したというのは、この木簡を所持した者が蒲原郡から古志郡を経て国府に出向き、その帰途に八幡林遺跡で廃棄したと考えられる。<sup>(1)</sup>

「(表)郡司符す 青海郷の事、少丁高志君大虫 右人正身を率い

よ

「(裏)虫大 郡に向參し朔告司に 〔身〕 率いて申し賜へ 符到らば奉

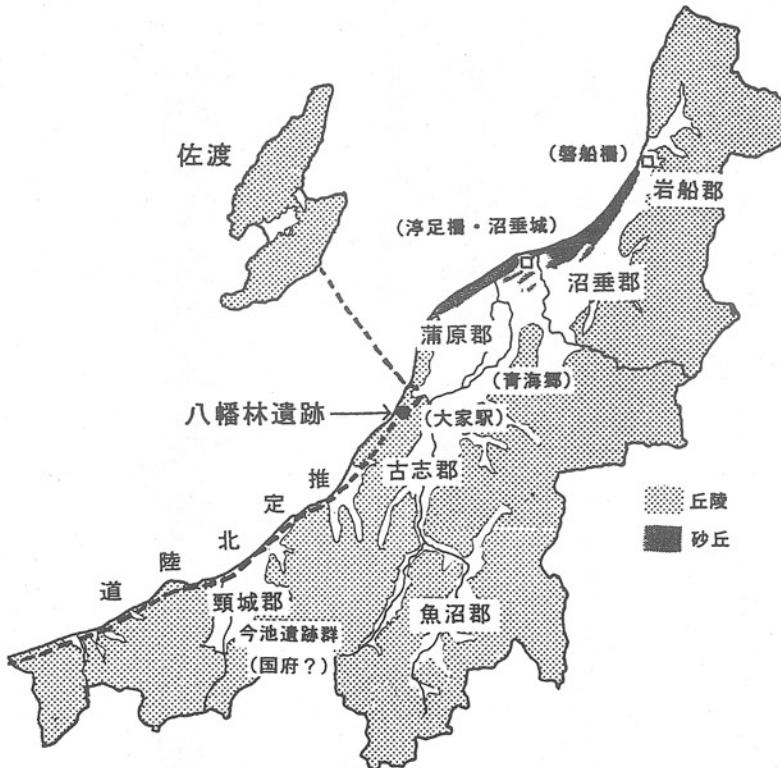
行せよ、火急使高志君五百鷹 九月廿八日主帳丈部

」

本木簡の動きを知る上で重要な文言は、文末の「申賜」である。この点については、三上喜孝氏の解釈<sup>(2)</sup>が最も妥当であると判断できる。

「申したまへ」の「たまへ」とは、自敬表現ではなく、受命者(宛先人)あるいは命令執行の対象者(第三者)に対する尊敬表現ととらえるべきである。本木簡に見える「申賜」が「申し賜へ」と命令形に読むことが可能であること、また「申賜」の対象が、郡ではなく、その上級官司である国府である可能性が高いこと、以上の二点は指摘しうるといふ。

さらに、この郡符木簡を理解するうえで、その形状が注目される。本木簡の特色は、約二尺という長大な形状にある。さらに重要な点は、長大な木簡に文字と文字の間に斜めに刃物を入れ、三片に切



第3図 八幡林遺跡の位置と古代越後国

断し、廃棄されていたことである。この三片は三等分ではなく、「…事／少・虫／右…」と文章の切れ目と考えられる箇所で切断されている点、意図的であるとみなすことができる。この廃棄のしたは、公的機関の恒常的な処分をうかがわせるものと考えられる。正式な郡符がこのような長大な形をとることには、それなりの意

味があると考えるのが当然であろう。そこで、先の解釈をもう一度木簡に即して理解を示しておきたい。

命に応じて、高志君大虫は、木簡を携えて官道の閑や駅家を通り、古志郡内の関または駅家などの施設で廃棄した（自らの蒲原郡内では本木簡は不要）のではないか。したがって、八幡林遺跡に閑または駅家の機能あるいは城柵的機能を想定することができるのでないだろうか。

## (二) 郡符木簡の特質

郡符木簡とは、郡司がその管下のものに命令を下す際に用いた木簡である。

これまで全国各地で出土した郡符木簡の主なものについて、次に掲げておきたい。

### ○山垣遺跡（兵庫県氷上郡春日町）

- ・「符春部里長等 竹田里六人部×
- ・「春マ君広橋 神直与□
- ・「春マ鷹麻呂 右三人

(361)×49×6

春部里は、竹田里とともに丹波国氷上郡にあつた里（六人部を里名とみると、六人部里は『和名抄』では天田郡六人部里とある）である。したがつて、本木簡は氷上郡から春部里など三里に下された符である

# 符春部里長等 外田里六人部

15cm



第4図 山垣遺跡出土郡符木簡実測図  
（『山垣遺跡発掘調査報告書』1990年より）

ことになる。「春部里長」等に宛てた符の木簡があることから、山垣遺跡は八世紀初頭の郡の下級官衙にかかる遺跡かとされている。<sup>(3)</sup>

○西河原遺跡（滋賀県野洲郡中主町）

- 「郡司符馬道里長令×
- 「女」  
□□□女□×

(145)×34×5

この木簡は、宮内省もしくは近江国司より女子差点の命令を、野洲郡司を通じて、律令地方行政の末端である馬道里長に下達した文書で、里長の「里御宅」である可能性が出てきた西河原遺跡で廃棄されたと考へることができる。<sup>(4)</sup>

○荒田目条里遺跡（福島県いわき市菅波地内）

- 「符」  
屋代郷長里正等  
匠丁糧代布五段  
□夫一人馬十二疋×
- 敷席一枚  
鱈□升  
芦×
- 造人夫又殿造人十人×

- 「郡符 立屋津長伴マ福磨 可□召  
右為客料充遣召如件長宜承

(230)×42×3

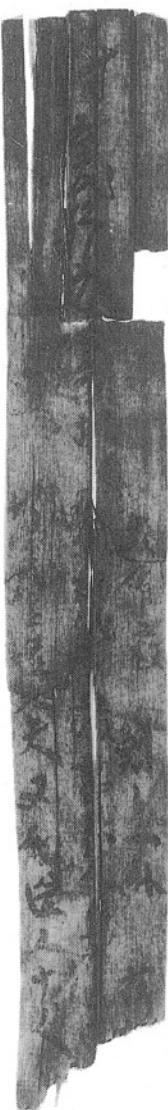
郡司から津長に人の召喚を命じた文書である。津に来客があったので、津長の管理下の挾抄や水手、または雑役に従事する津の周辺に住む人々などが徵發されたものと考えられる。

○屋代遺跡群（長野県更埴市屋代）

- 「春マ君廣橋 神立与  
右ニ人  
龜女麻呂」
- 「符」  
屋代郷長里正等  
匠丁糧代布五段  
□夫一人馬十二疋×

○荒田目条里遺跡（福島県いわき市菅波地内）

- 「符」  
屋代郷長里正等  
匠丁糧代布五段  
□夫一人馬十二疋×
- 敷席一枚  
鱈□升  
芦×
- 造人夫又殿造人十人×



第5図 屋代遺跡群出土郡符木簡  
(財長野県埋蔵文化財センター提供)

〔『平城宮木簡』一一五四〕

- ・「右カ」物令火急□□□者宜行 少領□ × (392) × 55 × 3.5
- ・「丹」波國水「上郡」 367 × 35 × 7
- ・府召 牟儀猪養 右可問給依事在召宜知
- ・状不遇日時參向府庭若遲緩科必罪翼大志少志四月七日付縣若虫

埴科郡の郡司から「屋代郷長里正等」に、郡家における行事のための席や籠などの物や、行事に使う建物の造営のための匠丁の糧代などと、造営の人夫一〇人を出すように命じたものである。<sup>(6)</sup>

以上の例のように、郡符は、宛所を明記し、宛所は個人名ではなく、官司または官司内の責任者宛てとなっている。里(郷)長、里正、津長とあり、里(郷)および津の責任者宛てである。宛所と召喚すべき人物は明確に区別して記載されている。例えば、西河原遺跡の場合、馬道里長(宛所)と女丁(召喚人)とを表裏に分けて記載している。

一方、この符の系列に属するものが、召文である。召文木簡の一例をあげると、次のようである。

埴科郡の郡司から「屋代郷長里正等」に、郡家における行事のための席や籠などの物や、行事に使う建物の造営のための匠丁の糧代などと、造営の人夫一〇人を出すように命じたものである。<sup>(6)</sup>

以上の例のように、郡符は、宛所を明記し、宛所は個人名ではなく、官司または官司内の責任者宛てとなっている。里(郷)長、里正、津長とあり、里(郷)および津の責任者宛てである。宛所と召喚すべき人物は明確に区別して記載されている。例えば、西河原遺跡の場合、馬道里長(宛所)と女丁(召喚人)とを表裏に分けて記載している。

一方、この符の系列に属するものが、召文である。召文木簡の一例をあげると、次のようである。

この点を明らかにするために、端的な事例を二点あげておきたい。次に郡符に関する大きな問題は、木簡の動きそしてその廃棄である。

この点を明らかにするために、端的な事例を二点あげておきたい。この形狀は、上半部は短冊形であるが、上端近くと中ほどにそれぞれ左右から切り込みを入れ、下端に向かってゆるやかに細めて、羽子板の柄に近い形を呈する特徴的な形である。これは、文書送付にあたり、紐で封じた木簡として用いられたいわゆる“封緘木簡”とよばれるものである。したがって、山垣遺跡の「丹波國水上郡」

のようすに召文木簡は、宛所の位置に召喚される人名そのものを記すところに特色を有している。いいかえれば、召文は直接召喚人に宛てて下達されるのであり、その点において、郡符のような符式文書と異なっている。

# 丹波國氷上村



第6図 山垣遺跡出土封緘木簡実測図  
（『山垣遺跡発掘調査報告書』  
一九九〇年より）

は宛名を記したと判断である。」の木簡は、宛先で紐解れて廃棄されたものであるから、山垣遺跡には氷上郡宛の文書が届けられたと推測される。また、郡符は、「符 春部里長等」と、宛所が複数になつてるので、春部里長のほか竹田里長などにも宛てている。共伴している木簡のなかには、氷上郡内の「美和里」「船木里」などに関わるものも含まれている。

## (2) 屋代遺跡群郡符木簡の廃棄方法〔図5参照〕

木簡の現状の形をみると、下半部を欠損しているが、全体を真一につに割ったのち、頭部のみをさらに細かく幅約一センチに均等に割つてある。この念入りな頭部の切断は、「符 屋代郷長」の個所に限られる。郡司の発行した郡符は郡内で最高に権威あるもので、下部の文字を削つてしまえば、再利用も可能である。そこで郡符の悪用を防ぐために、差出と宛所の肝心な部分のみ丁寧に切断したのではないか。この所作は宛所ではなく、符の差出官司＝郡司によるものとみるべきであろう。

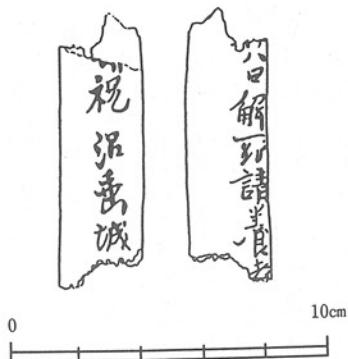
## (3) 屋代遺跡群出土の宛所の異なる郡符

こうした郡符木簡の一般的傾向に照しても八幡林遺跡郡符木簡は、蒲原郡内の少丁を召喚し、国府へ赴かせた後、帰途につき、蒲原郡の手前の古志郡内の公的施設において廃棄されたとみることができるであろう。すなわち、このような郡符は、過所木簡としての機能も兼ね備えており（郡内あるいは郡界を越える場合においても）、その木簡を携行する人物の一種の身分証明書としての意味を持つていた

- ① 「符 屋代郷長里正等……」
- ② 「符 余戸里長」  
・「□ □ □」  
(99)×35×3

今年に入り、屋代遺跡群でもう一点の郡符が出土した<sup>(7)</sup>（②）。宛所の異なる「屋代郷長里正等」（郷里制下）、「余戸里長」（里制下）の二点の郡符木簡が、同一遺跡から出土したのである。

(99)×35×3



第7図 「沼垂城」木簡 第2号木簡  
『八幡林遺跡』第1集より)

といえるであろう。

(三) 第1号木簡——「沼垂城」木簡

沼垂城(柵)の初見はいうまでもなく、『書紀』大化三(六四七)年是歲条に「造<sub>二</sub>渟足柵<sub>一</sub>置<sub>二</sub>柵戸<sub>一</sub>」とあり、齊明紀の阿部比羅夫の遠征の際に「渟足柵造大伴君稻積」(齊明天皇四(六五八)年七月四日条)がみえた後は、その存在を示す史料がなく、『延喜式』『和名類聚抄』に「沼垂郡」がみえるのみである。一方、大化四(六四八)年造営の磐舟柵は、『続日本紀』文武天皇二(六九八)年および同四年(七〇〇)年、その修理記事が認められ、八世紀前半においても、その城柵機能が存続したことをうかがわせるのである。磐舟柵の南に位置する沼垂柵は八世紀に入る頃城柵機能を失い、通常の令制郡とされたのではないかとみなされていた。

そのような状況下で、第一号木簡が登場した。

- ・廿八日解所請養老

□ 祝 沼垂城

(90)×(26)×2

小断片ゆえに文書の性格を確定するのは難しいが、本断片を復原的にみるならば、次のように推測できるであろう。

表は「○月廿八日の解に依て請ふ所の養老○年料……」と解する。裏は「祝 沼垂城」と固有名詞のみであるが、沼垂城の三文字の字間は均等であるのに對し、「祝」と「沼」との間はやや広いことから、「祝」を人名の一部、「沼垂城」を職名の一部と判断した。すなわち、紙と異なる木簡特有の上・下に記す連署と理解したのである。その類例を次に示しておくこととする。

門田条里制跡(福島県会津若松市門田町)<sup>8</sup>

- ・ × □ □ 稅長等依法 □ □ [物填カ] 進了 宽×
  - ・ × 「有安」擬大領□ 「空麻呂」擬少領□ ×
- (262)×75×12

宮久保遺跡(神奈川県綾瀬市)<sup>9</sup>

- ・ 鎌倉郷鎌倉里[輕マカ]寸稻天平五年九月
- ・ 田令輕マ麻呂郡稻長輕マ真國

250×22×9

一点の連署(職名十人名)を上・下に記してくる点を参考にする

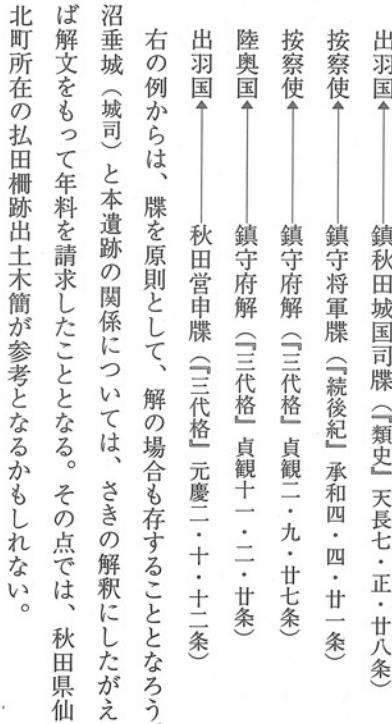
ならば、本木簡は

(職名) + ○○「祝」(人名) + 「沼垂城」(城司) + (人名)

のような構成と推されよう。城司の例は、『日本三代実録』元慶三

(八七九)年六月廿六日条に「秋田城城司正六位上行左衛門少尉兼  
權、清原真人令望」以下、權大目二名、「雄勝城城司從五位下行權、  
據文室真人有房」以下、權據・權大目・少目という構成がみえる。

沼垂城の上位に記された○○祝の職名が不明であるが、仮に沼垂城  
司との連署とすれば、國の機關(沼垂城)と本遺跡が深く関連、具  
体的にいえば、年料請求を解文をもつて行なったことと解される。  
そこで、解文が問題となる。東北地方における国司と城司、按察  
使・国司と鎮守府(將軍)との文書の書式関係を参考までに簡略に  
示しておきたい。



右の例からは、牒を原則として解の場合も存することとなろう。  
沼垂城(城司)と本遺跡の関係については、さきの解釈にしたがえ  
ば解文をもつて年料を請求したこととなる。その点では、秋田県仙  
北町所在の払田柵跡出土木簡が参考となるかもしれない。

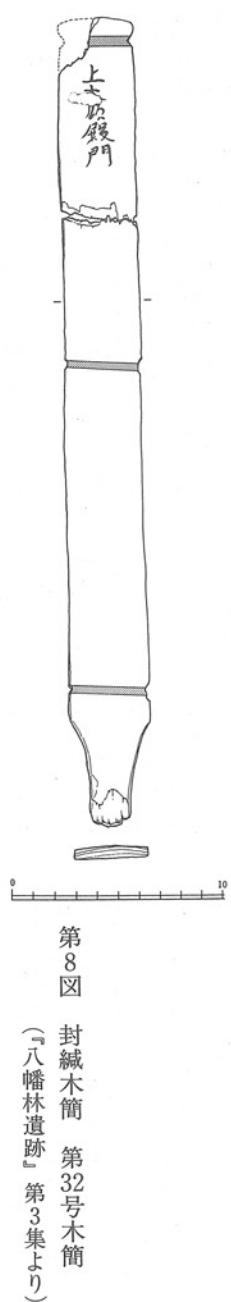
嘉祥二(八四九)年正月一〇日、上級官司から下級官司(「払田  
柵」)に、年料の稻を下した(「下稻」)ことをものがたっているとい  
えよう。おそらくは、出羽国府とその出先機関(「払田柵」)に対す  
る下稻日記(紀)と想定される。<sup>(10)</sup>

以上、種々の資料を参照するならば、現段階では、本木簡は越後  
国司(沼垂城司も連署)から本遺跡へ下された養老〇年料に関する支  
給文書ではないかと解しておきたい。ただその場合、本木簡が全体  
的に薄い形状を呈している点が気がかりである。

## II H・I 地区の郡関係文字資料

遺構に限つてみると、これまで各地で検出されている郡家の  
中枢を構成する郡庁・正倉・館・厨の各院と合致するような遺構は  
認められない。C地区で検出された四面廂付建物とI地区の多数の  
掘立柱建物跡が問題となる。八幡林遺跡の郡家的要素はむしろ木簡  
および墨書き器などの文字資料によるのである。

なかでも、最も端的な資料は二点の封緘木簡である。



八世紀 「石屋殿」「石屋木」「石大」「石」「郡殿新」「古志」  
九世紀 「石屋大領」「石大」「大領」「郡佐」「郡」

係の墨書土器が大量に出土している。

「殿門」は、書状などで相手を敬って宛名に添える言葉として用いられるもので、実例としては、例えば、文部少丞紀堅魚書生状（『大日本古文書』十五—349～350）に「東大寺第四安殿門」とあるのは、造東大寺、司主典安都宿禰雄足のことを指している。したがって、一点の封緘木簡は大領または郡宛の文書に付せられていたものである。

これに関連する墨書土器は、H・I両地区出土の主なものを時期別に整理すると、第1・2表のとおりである。

低地西部のH地区（道路構築の側溝）および南部のI地区から郡関係の墨書土器が大量に出土している。

「上大領殿門」  
「上郡殿門」

(145)×(29)×3  
380×36×3

第1表 1992年度八幡林遺跡出土墨書土器

| 墨書   | 点数 | 器種    | 出土地点 | 年代   |
|------|----|-------|------|------|
| 郡    |    | 須・有台坏 | I    | 奈良時代 |
| 大厨   |    | 須・坏   | 々    | 々    |
| 南    | 2  | 々     | 々    | 々    |
| 南    | 2  | 須・有台坏 | 々    | 々    |
| 大・富  |    | 須・坏   | 々    | 々    |
| 大領   |    | 々     | 々    | 々    |
| ×領   |    | 須・有台坏 | 々    | 々    |
| 厨    |    | 須・坏   | 々    | 々    |
|      |    |       |      |      |
| 石屋大領 |    | 須・坏   | I    | 9C前  |
| 大領   |    | 々     | 々    | 々    |
| 大領   |    | 須・蓋   | 々    | 平安時代 |
| 北    | 3  | 須・坏   | 々    | 々    |
| 他田   |    | 々     | 々    | 々    |
| 庄    |    | 々     | 々    | 々    |
| 北カ   |    | 々     | 々    | 々    |
| 大    |    | 々     | 々    | 々    |

第2表 1993年度八幡林遺跡出土墨書土器

| 墨書名    | 点数 | 器種    | 出土地点 | 年代  |
|--------|----|-------|------|-----|
| 石屋殿    |    | 須・蓋   | H    | 8C前 |
| 郡殿新    |    | 須・坏   | ク    | ク   |
| 石屋木    |    | ク     | ク    | ク   |
| 石大     | 2  | ク     | ク    | ク   |
| 石      | 4  | ク     | ク    | ク   |
| 石      | 1  | 須・蓋   | ク    | ク   |
| 厨      |    | 須・坏   | ク    | ク   |
| 大      | 2  | 須・蓋   | ク    | ク   |
| 大      | 2  | 赤彩土・坏 | ク    | ク   |
| 古志     |    | 須・坏   | ク    | ク   |
| 大領     | 11 | 須・坏   | I    | 9C初 |
| 大カ領カ   |    | ク     | ク    | ク   |
| 大領カ    |    | ク     | ク    | ク   |
| 大領     |    | 須・蓋   | ク    | ク   |
| 大家驛    |    | ク     | ク    | ク   |
| 郡佐     |    | 須・坏   | ク    | ク   |
| 郡□     |    | ク     | ク    | ク   |
| 郡      |    | ク     | ク    | ク   |
| 田殿     |    | ク     | ク    | ク   |
| 南家     |    | ク     | ク    | ク   |
| 南カ家    |    | ク     | ク    | ク   |
| 厨      | 3  | ク     | ク    | ク   |
| 厨カ     | 2  | ク     | ク    | 9C初 |
| 石大     |    | 土・大型椀 | ク    | ク   |
| 石カ     |    | 須・坏   | ク    | ク   |
| □殿     |    | ク     | ク    | ク   |
| 南      |    | ク     | ク    | ク   |
| 南      |    | 須・蓋   | ク    | ク   |
| 大      | 8  | 須・坏   | ク    | ク   |
| 大      |    | 須・蓋   | ク    | ク   |
| 大(異筆)大 |    | 須・坏   | ク    | ク   |
| □殿     |    | ク     | ク    | 9C後 |
| 大      |    | ク     | ク    | ク   |
| 北家     | 2  | ク     | ク    | ク   |
| 山直     |    | ク     | ク    | ク   |

田中靖・小林昌二「八幡林遺跡の意義」『新潟考古』第5号 1994年  
3月より抜粋

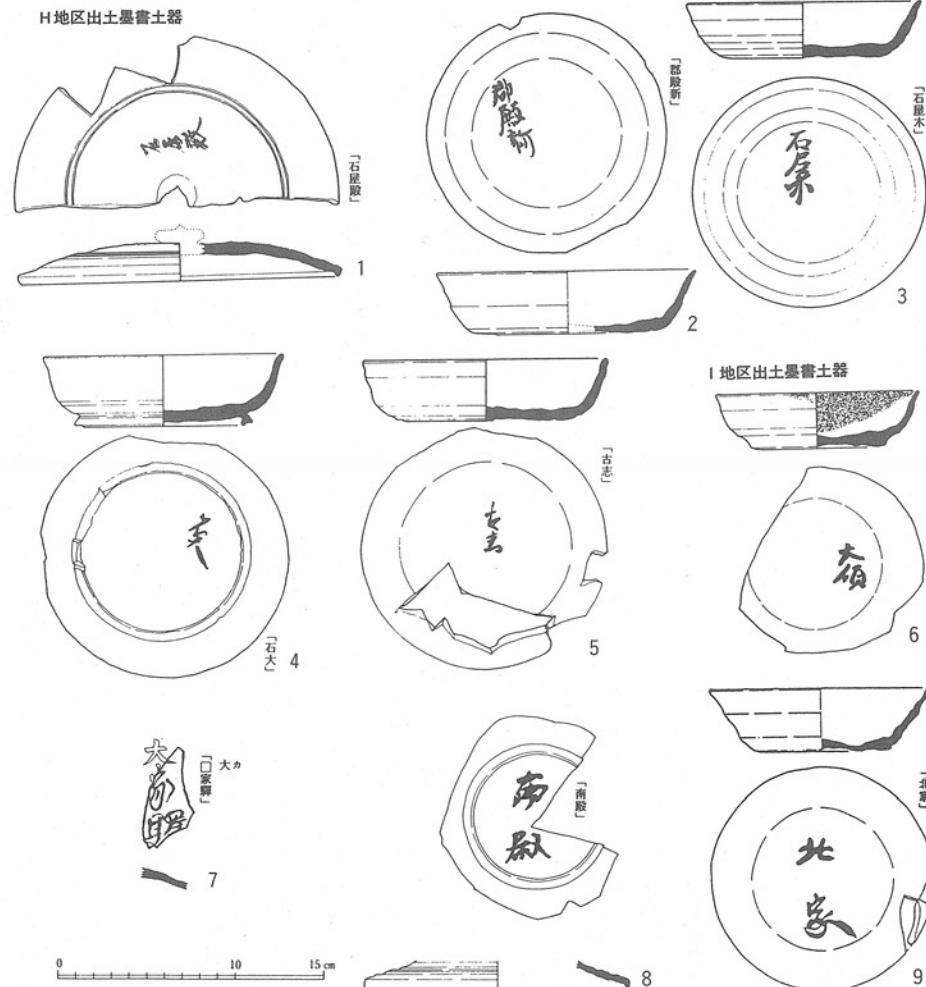
「石屋大領」の表記は、静岡県志太郡家跡の墨書土器「志大領」「志太少領」などの例に照らせば、石屋は郡名とみなされるであろうが、越後国の郡名としては古代の史料に全くみえない。石屋は文字通りには、堅固な住居または畜屋（イハヤ）の意となり、郡名でないとすれば、大領の本拠地の通称のような意味に解することもできるかもしれない。<sup>(11)</sup>「石屋大領」「石大」（石屋大領の略）「石屋殿」

「石屋木（城<sup>(12)</sup>）」などがこの意味に相当すると考えられる。また、八世紀前半の墨書土器に本遺跡の所在する郡名・古志郡の「古志」の表記が登場する点も注目される。<sup>(13)</sup>

この他にも、I地区出土の九世紀前半の土器に「南」と数点あるのは、主殿をC地区の四面廂付建物とすれば、その南の低地の部分の掘立柱建物群が相当する。九世紀後半にはI地区の中心部分に

八幡林遺跡木簡と地方官衙論

H地区出土墨書き土器



|     | 墨書き                               | 8C | 9C  | 10C |
|-----|-----------------------------------|----|---|-----|
| H地区 | 郡<br>石大<br>石屋<br>厨                |    | ■■■■■<br>■■■■■<br>■■■■■ (石屋木・石屋殿あり)   |     |
| I地区 | 郡<br>大領<br>石大<br>南<br>北<br>厨<br>由 |    | ■■■■■■■■■■<br>■■■■■■■■■■ (石屋大領あり)<br>■■■■■■■■■■<br>■■■■■■■■■■ (南殿・南家あり)<br>■■■■■■■■■■ [北カ] (北殿・口家あり)<br>■■■■■■■■■■ (大厨あり) |     |

第9図 H・I地区出土の主要墨書き土器

(新潟県和島村教育委員会『八幡林遺跡』第3集 1994年より)

「北家」「北」などの墨書き土器がみえるのは、その中心施設が工地区のさらに南に移つたことを示しているとみることもできるであろう。<sup>14)</sup>

木簡も、前掲の封緘木簡以外にも、郡に進上した物品に関する文書木簡が数点出土している。

第一三三号（上下左右に欠損あり）

|                    |               |       |
|--------------------|---------------|-------|
| 當荷取文               | 合駄馬廿七匹        | 〔与カ〕  |
| ○進丁日置蓑万呂持内子鮭四隻米一斗  | ○綱丁并夫十二人      | 〔勝カ〕  |
| 又千進丁能等豐万呂持内子鮭四隻米一斗 | 夫八持内子鮭廿口      | 〔与カ〕  |
| 万呂進丁物マ             | 六斗五升口         | 〔綱丁〕  |
| ×渕万呂持内子鮭×          | 綱マ八千万呂進丁      | 〔科濃カ〕 |
| 刑マ口口進丁口口×          | 口口人口×         |       |
| 物マ口口万呂進丁           | 口口八千万呂進丁神人淨万× |       |
|                    | 口田口×          | 〔山カ〕  |

(300) × (70) × 4

君に進」した内子（ここもり）鮓と米の数量と進上した人物を列記した「荷取文」とされる文書木簡である。

三 墨書土器「大家驛」と関(剗)

(一)  
「大家驛」

(202) × 56 × 7

長官尊備安三上

郡に進上した物品名と、その量が記載されている貢進文書である。

物品として、席や宍肉、赤色の大きな壺などの組み合わせは、神事などの使用物品を思わせる。「長官尊」は大領を表わす注目すべき表記である。<sup>(15)</sup>

三 墨書土器「大家驛」と閔(刻)  
(一) 「大家驛」  
(202) × 56×7  
□進□□□□□  
□進□□□□□  
□□人□□

I 地区出土の須恵器壺蓋の外面に「**〔大カ〕家驛**」と墨書されている。土器の年代は九世紀初めとされている。「大家驛」は『延喜式』(兵部)諸国駅伝馬条に「大家」駅家とみえる。『和名抄』には、古志郡に大家郷が存する。オホヤケと郡家との関連については、吉田孝氏がすでに触れている。<sup>(16)</sup>

蘭田香融は、欽明十七年におかれた海部屯倉が発展してのちの名草郡家となり、その所在地が大宅郷と名づけられたと推定している。このように郡家が大宅郷にあつたと推定される例もあるが、郡家が大家郷にはなかつたと推定される例もある。『和名抄』によれば、武藏國入間郡には大家郷とは別に郡家郷が存在していた可能性が強い。

武藏國入間郡の例はあるが、一般的傾向としては、郡家は大宅(家)郷にあつたとすれば、吉志郡の郡家は大家郷にあり、大家駅家の所在地であつたと思われる。そのことは、八幡林遺跡において、少なくとも九世紀段階に郡家が置かれ、大家駅家が付設されていたと推定することが可能である。

近年、富山県小矢部市桜町遺跡で、八世紀中頃の道路の両側溝の心々距離約六メートルの道路跡が検出され、古代の北陸道と想定された。<sup>(17)</sup>また、駅家施設もその具体的姿が明らかとなってきた。山陽道の小犬丸遺跡(布勢駅家跡に比定)は、国道沿いに立地し、その全体的景観は八幡林遺跡の前面の景観と近似している。すなわち、

現在の国道一・六号線にほぼ沿つた形で古代の北陸道が八幡林遺跡の前面を東西に走り、おそらくは道路に面して駅家施設が置かれていた可能性がある。

## (二) 関(割)

越後国内の関(割)の存在については、全く史料ではその様子をうかがい知ることはできない。そこで、同じ邊要国としての陸奥国の例をとりあげたい。

多賀城跡外郭西辺中央部の発掘調査で発見された木簡(西辺材木塙に伴う大溝中出土)には、次のようにみえる。<sup>(18)</sup>

・「**〔異筆2〕**度問見 安積団解 申番事  
畢番度玉前割還本土安積団会津郡番度還

〔一カ〕  
伎長□□□□丹伎□□一□□「上等申申」  
十六伎 楷十六束「法師 師 法師 法師」

・「**〔異筆1〕**  
畢上× ×二人□  
×□□□□□×

(宮城県多賀城跡調査研究所「多賀城跡—昭和五九年度発掘調査概報—」一九八五年)

番を畢り、玉前の割を度えて本土に還る。安積団会津郡の番度えて還る。

「玉前割」は史料には全くみえない。その内容は、多賀城に当番

勤務していた安積軍團に所属する会津郡の兵士が、当番を畢えて、多賀城の南、玉前剣を度えて会津の地に還ることを安積軍團の役人が国府に上申したものである。玉前は、現・宮城県岩沼市南長谷の玉崎付近と思われ、東北本線と常磐線が合流する地で、古代にも山道と海道が合流するこの地に関が置かれていたことが知られる。

玉前の地は、都から北上して山間部を経て広大な仙台平野への入口にある。木簡の年代は九世紀前半頃と考えられ、多賀城が宝亀十一（七八〇）年に蝦夷の反乱によって焼失した後の緊迫した情勢下にあつた。そこで、おそらく多賀城への南の入口に剣を臨時に設置したのではないか。こうした緊迫した情況は、八世紀前半における北の邊要国としての越後国も同様であつたであろう。また地形的にも、都から北陸道を北上し、内陸の丘陵地の間を抜け、広大な新潟平野への入口にあつたのが、八幡林遺跡の地である（第3図参考照）。軍事的緊張下にあって、北陸道に沿つた地の複雑な地形をとり込んだ施設としての八幡林遺跡に（創）的機能を認めることはそれほど無理のない想定と考えられる。

むすびにかえて

以上みてきたように、八幡林遺跡はその時期的変遷と空間構成において複雑な様相をもつことが明らかになつたと考えられる。本遺

跡出土の木簡などの文字資料を手がかりとして、遺跡の本質を究明

第10図 現地形図にみる玉前割の位置

(地形図は小学館『日本列島大地图館』使用) 264

(1) 越後国の歴史的位置づけ  
跡出土の木簡などの文字資料を手がかりとして、遺跡の本質を究明しようとした小稿の目的は二つの大きな視点にもとづいて考察した。

越後国は、勿論、大化三、四年に渟足・磐舟二柵を造営し、齊明紀の阿倍比羅夫遠征における日本海側の重要な拠点となり、さらに文武期には磐舟（石船）柵を修理し、大宝一（七〇二）年、越中國四

郡を分割し、越後国に属させ、越後国一国の体裁が整えられた。しかし、八世紀初頭において、この地が騒擾状態にあり、辺要国と位置づけられていたことは、威奈真人・大村の骨藏器銘文に越後国守（『続紀』慶雲三年閏正月庚戌条「以<sub>ニ</sub>從五位上猪名真人・大村<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>越後守<sub>ニ</sub>」）を「越後城司」（銘文には慶雲三年十一月十六日除す）としたことで明らかである。

さらに、次の点からも、八世紀前半において、越後国が辺要国とみなされていたことは立証できよう。

#### 養老令の条文では、

○「戸令」新付条  
凡新附戸。皆取<sub>ニ</sub>保證。本<sub>ニ</sub>問元由。知<sub>ニ</sub>非<sub>ニ</sub>逃亡<sub>ニ</sub>詐冒<sub>ニ</sub>。然後聽之。  
其先有<sub>ニ</sub>両貫<sub>ニ</sub>者。從<sub>ニ</sub>本国<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>定。唯大宰部内。三<sub>ニ</sub>越。陸奥。石<sub>ニ</sub>城。石<sub>ニ</sub>背等國者。從<sub>ニ</sub>見住<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>定。（後略）

#### ○「軍防令」帳内条

凡帳内。取<sub>ニ</sub>六位以下子及庶人<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>之。其資人。不得<sub>レ</sub>取<sub>ニ</sub>内八位以上子。唯宛<sub>ニ</sub>職分<sub>ニ</sub>者聽。並不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>取<sub>ニ</sub>三<sub>ニ</sub>關及大宰部内。陸奥。石城。石背。越中。越後国人。

とある。養老二（七一八）年に陸奥国から分立した石城・石背<sub>ニ</sub>國<sup>(19)</sup>が陸奥国と併記されているにもかかわらず、和銅五（七一二）年成立の出羽国ではなく、越中・越後国または三<sub>ニ</sub>越があげられている。また、帳内資人については、

#### ○『続紀』神亀五（七二八）年三月甲子条

又勅。補<sub>ニ</sub>事業位分資人<sub>ニ</sub>者。依<sub>ニ</sub>養老三年十二月七日格。更無<sub>ニ</sub>改張<sub>ニ</sub>。（中略）其三<sub>ニ</sub>關。筑紫。飛驒。陸奥。出羽国人。不得<sub>ニ</sub>補充<sub>ニ</sub>余依<sub>ニ</sub>令。

とあり、神亀五年段階では、越後国以下三<sub>ニ</sub>越に代わり、出羽国が帳内資人の採用除外国と規定されている。

養老令は、周知のとおり養老二年に着手され、大体養老五・六年には完成したとされている。したがつて、石城・石背両国が陸奥国と併記されているのは当然といえよう。つぎに、越中・越後両国は八世紀初めまでは、北辺の国として東辺の陸奥国とほぼ同等に扱われていたとみてよい。ところが、越後国から和銅五（七一二）年出羽国が分立するに及んで、越中・越後両国はほぼ令制の一国として位置づけられたと思われるが、実際は新置の出羽国は、養老のころはいまだ国の体裁を十分に整えていなかつたようである。

結局、養老軍防令の「三<sub>ニ</sub>關。大宰部内。陸奥。石城。石背。越中。越後」の規定が養老年中のものとすれば、養老から神亀五年にかけて、陸奥・石城・石背→陸奥、越中・越後→出羽の変化があつたことになろう。<sup>(20)</sup> 越後国は、養老から神亀にかけてはいまだ辺要国として位置づけられていたといってよい。

この時期こそ、八幡林遺跡のA・B地区の遺構・遺物の時期と対応する。特に、第二号木簡の「沼垂城」および本文中の年紀ではあ

るが「養老」の記載はこの期に相当することを意味している。

(2) 地方官衙の空間構成

従来の地方官衙研究は一定空間に密集した画一的な構成を想定しすぎたきらいがあるのであるのではないか。先に発表した拙稿『郡符木簡

——古代地方行政論に向けて——でも「郡符木簡の検討を通じて、はからずも、郡家が在地における多様な機能を集約させた一大拠点として存在したことを新たに認識することができたと思われる」と指摘した<sup>21)</sup>。

郡家跡は基本的建物構成が正倉院・郡庁院・館院・厨院であるに違いないが、古墳時代以来、地方豪族の拠点として、構築された諸機能の集中・管理状態は我々の予測を越えるものがある。

地方官衙としての郡家とは、その中心施設のほか、物資集積のための港湾施設、主要官道へのアクセス、交易圏の確立、行政的分割支配のための別院設置さらに祭祀空間の設定にみられる在地における祭祀権確立などの諸機能が集中した施設であるといえる。国府所以在郡の郡家のあり方と同様に、国府レベル施設と在地支配の拠点としての郡家との関係は、きわめて密接なものであることも八幡林遺跡のあり方は示唆していると考えられる。

こうした多機能な施設を有機的に結合・構成することにより成り立つ地方官衙の実態究明は今後の大きな課題である。

八幡林遺跡の木簡は、本遺跡の複雑な機能を如実にものがたつて

いる。八幡林遺跡は、地方官衙のあり方について多角的視野から分析の必要性を我々に強く認識させる大きな契機となつたことは間違いないなく、この点に本遺跡の最大の意義があるのである。

註

(1) 田中靖氏「新潟・八幡林遺跡」「木簡研究」第一三号、一九九一年。  
小林昌二氏「八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡」「木簡研究」第一四号、一九九二年。

なお、本木簡に関する筆者の解釈は、一九九〇年十二月十日付「新潟県三島郡和島村八幡林遺跡木簡について」と題して、和島村教育委員会に提出した拙稿において、両氏と同様の見解を示している。

(2) 三上喜孝「郡司符」木簡のなかの「申賜」——新潟県八幡林遺跡出土第一号木簡私釈」「史学論叢」第二二号、一九九三年。

(3) 「山垣遺跡」(『日本古代木簡選』佐藤宗諱氏執筆、一九九〇年)。

(4) 辻広志氏「滋賀・西河原遺跡」「木簡研究」第一四号、一九九二年。

(5) (財)いわき市教育文化事業団「木簡は語る」一九九五年。

(6) 拙稿「郡符木簡——古代地方行政論に向けて——」補註(虎尾俊哉編「律令国家の地方支配」吉川弘文館、一九九五年)。

(7) (財)長野県埋蔵文化財センター・長野県立歴史館公開資料「屋代遺跡群出土の木簡」(一九九五年四月三〇日発表)。

(8) 会津若松市教育委員会「門田条里制遺跡発掘調査報告書」一九九〇年。

(9) 神奈川県立埋蔵文化財センター「宮久保遺跡Ⅲ」一九九〇年。

(10) 拙稿「払田柵跡出土の新木簡について」(『日本歴史』第三五七号、一九七八年二月、のち拙著「漆紙文書の研究」所収、吉川弘文館、一九八九年)。

- (11) 旧古志郡の古志・三嶋郡などの郷名に高家(屋)や大家・栗家など、○○家(屋)の目立つことが、大領の本拠地としての石屋の可能性を示唆してはいないか。
- (12) この解釈は、小林昌一氏による(「八幡林遺跡の文字資料」「新潟考古」第五号、一九九四年三月)。
- 「木」は「城」・「柵」と同じ上代特殊仮名遣でいう乙音で発音し、「葛城」を「葛木」で通用するよう、「石屋木」が「石屋城」や「石屋柵」を意味する表記であることを一概に否定できないという。
- (13) 古志郡の初見史料は、宝亀十一(七八〇)年十一月二十五日「西大寺流記資財帳」に「高志郡」とみえるものである。
- (14) このような事例は、例えば、群馬県太田市の清水田遺跡の墨書き土器とその遺構配置があげられる(群馬県埋蔵文化財事業団「太田東部遺跡群」一九八五年)。
- 古代の集落遺跡内で検出された特異な掘立柱建物跡は、その建物付近から出土した墨書き土器「神殿」から、神殿遺構とされた。その神殿遺構を中心として、東方から墨書き土器「東」、南方から「南」が出土していることから、この神殿を主殿とする方位意識の表記と理解できるのである。
- (15) 二十三・二十四号木簡については、新潟県和島村教育委員会「和島村埋蔵文化財調査報告書第3集——八幡林遺跡」に积文が紹介されているが、今回、和島村教育委員会の許可をいただきて再調査を行ない、新たな积文をここに掲載することとした。
- (16) 吉田孝「律令国家と古代の社会」岩波書店、一九八三年。
- (17) 伊藤隆三「小矢部市内で発掘された古代道」「古代交通研究」創刊号、一九九二年。
- (18) 宮城県多賀城跡調査研究所「多賀城跡」——昭和五九年度発掘調査概

(19) 報——一九八五年。

- (20) 石城・石背両国の存続は、確實な下限史料「統日本紀」神龜五(七八)年四月丁丑条では、白河郡に置かれたと思われる白河軍團が石背国ではなく、明らかに陸奥国としていることから、十年に満たないきわめて短期間であったと考えられる。さらにその存続期間を限定する見解も示されている。すなわち、「統紀」神龜元年四月癸卯条にみえる「坂東九国」という表現は、通常の坂東八国に陸奥国を加えたものと考えるべきで、このときまでに石城・石背両国は消滅していたとみられる(喜田貞吉「石城・石背両国建置沿革考」一九一二年、今泉隆雄「陸奥国の建国と郡山遺跡」「図説宮城県の歴史」一九八八年および熊谷公男「黒川以北十郡の成立」「東北学院大学・東北文化研究紀要」第二一号一九八九年)。

- (21) 抜稿「律令制下の多賀城」(宮城県多賀城跡調査研究所「多賀城跡政庁跡本文編」一九八二年)

- (22) 抜稿「郡符木簡——古代地方行政論に向けて——」、虎尾俊哉編「律令国家の地方支配」吉川弘文館、一九九五年。